

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患のために治療を受ける場合、外来への通院、投薬、訪問看護など必要な医療に関わる医療費の自己負担が原則として1割になります。また、世帯の税額等に応じて、ひと月あたりの負担上限額が設定されます。

有効期間は1年です。更新申請は有効期間終了の3ヶ月前からできます。

1 対象者

自立支援医療機関にて、何らかの精神疾患により通院による治療を続ける必要がある程度の状態の方
例：統合失調症、うつ病、躁うつ病、てんかん 等

※入院されている方は対象となりません。

2 手続きの方法

担当窓口にて申請ください。

《必要なもの》

- ・診断書（自立支援医療（精神通院医療）用）
- ・健康保険証の写し（国民健康保険の方は世帯全員分）
- ・「世帯」の課税状況に関する書類
- ・印鑑
- ・同意書（市町村民課税状況等の調査）
- ・市町村民税状況、収入等が確認できるもの（必要となる方のみ）

※障害者手帳と同時申請の場合は、手帳用の診断書のみで申請できます。

3 窓 口

市町名	担 当	電話番号
久留米市（田主丸町）	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2113
うきは市	うきは市福祉事務所 福祉係	0943-75-4961

精神科デイケア

1 サービス内容

地域で生活している精神障害者の方が、同じ悩みを持った仲間と一緒に色々な活動を通して社会生活を送ることができるように支援している通所施設です。

活動の内容は、各デイケアによって様々で、スポーツ活動、レクリエーション活動、創作活動、園芸などがあります。

2 利用できる方

精神障害者で精神科病院へ通院中の方。

3 デイケア実施病院

名称	所在地	電話番号	利用相談窓口
田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田892	0943-72-2460	デイケアスタッフまたは病院ソーシャルワーカー
筑後吉井こころホスピタル	うきは市吉井町216-2	0943-75-3165	病院ソーシャルワーカー

かかりつけ医と精神科医との連携強化事業

「心の病」も早期発見、早期治療です。

「お父さん！眠れてますか？」

- 疲れているのに、二週間以上眠れない日が続いている
- 食欲がなく、体重が減っている

↓

もしかしたら「うつ」かも…
かかりつけ医にご相談下さい！

浮羽医師会は「かかりつけ医と精神科医との連携強化事業」を実施しています。



一般社団法人 浮羽医師会・・・ ☎ 75-3379
浮羽医師会訪問看護ステーション・・・ ☎ 75-2866
(訪問看護・ケアプラン作成) 〒839-1321 うきは市吉井町347-17
「認知症・うつ」相談窓口・・・ ☎ 75-8077

訪問看護

主治医の指示のもと、看護師、ソーシャルワーカー等が自宅へ訪問し、安心して在宅療養生活が継続できるように支援します。

1 サービスの内容

病状の安定をはかる・・・通院、服薬が継続でき、安定した状態が続くようにします。また副作用がないかなど健康状態も定期的に見ていきます。

不安や心配なことが軽減できる・・・話をよく聴いて、対応方法を一緒に考えます。

生活がスムーズにできる・・・生活のリズムや生活しづらいところを聴いて、一緒に行動したり、必要に応じてデイケアやヘルパーサービス等に繋ぐなど、その人にあつた内容で話し合います。

人との関係・・・家族や人との付き合い方などその人に合った方法で負担なく生活できるように考えていきます。家族へ、本人との付き合い方など相談にのります。

その他相談に応じます・・・その人に合った社会復帰に向けて一緒に考え、必要に応じて利用できる制度やサービスの情報提供を行います。

2 対象者

病気や障害で在宅療養をしている方

3 利用方法

直接、かかりつけ医、または病院の相談員に相談してください。

4 手続き後の流れ

①訪問看護ステーション、または病院担当者から主治医へ連絡し、訪問看護指示書を書いてもらいます。

②利用者、家族等と直接面談、もしくはお電話で、訪問看護の説明、同意、日程など決めます。

③契約します。

④訪問看護開始（③④を同時にすることもあります）

精神保健福祉相談・心の健康相談

福岡県精神保健福祉センター

こころの健康問題や病気で困っているご本人、ご家族や身近な方からの相談をお受けしています。

1 対象者

こころの負担になっている悩みや心配等、どなたでも気軽に相談できます。

- ・自分自身についてのこころの悩みや、家庭・職場・学校での対人関係の悩み
- ・ご家族や知人の性格や行動などが心配なとき
- ・アルコールや薬物乱用などで悩んでいるとき
- ・不登校、ひきこもりなど、思春期に起こりがちな問題で悩んでいるとき
- ・大切な人を亡くし、気持ちの整理がつかないとき など

2 相談方法

(1) 来所相談

相談日時：月・火・木・金曜日 9：00～12：00

相談は予約制になっています。電話でお申し込みください。

相談は無料ですが、精神科医による診察が必要な場合には保険診療となります。

(2) 電話相談

相談日時：月～金曜日 8：30～17：15 （無料）

3 相談・予約・問合せ先

福岡県精神保健福祉センター 相談指導課

電話：092（582）7500

住所：春日市原町3丁目1-7 南側2階

☆ 心の健康相談電話（専用回線）

悩みや不安を電話で聴いてほしい方のための、専用の回線があります。

電話相談員が悩みをお聴きします。

専用TEL：092（582）7400

受付時間：月～金曜日 9：00～12：00／13：00～16：00

保健所

こころの健康問題や病気で困っているご本人、ご家族や身近な方からの相談に応じています。

費用は無料です。

予約制となっておりますので、窓口へお問い合わせください。

心の健康相談 毎週木曜日 13時～15時（予約制） 場所：久留米市保健所（久留米商工会議所4F）

市町名	担当	電話番号
久留米市 （田主丸町）	久留米市保健所 保健予防課 精神保健チーム	0942-30-9728
うきは市	北筑後保健福祉環境事務所 健康増進課 精神保健係	0946-22-3965

高次脳機能障害

1 高次脳機能障害とは

人間の脳には運動や感覚の機能のほかに、記憶・注意・遂行機能など、人間らしく生きるために重要で高度な機能（＝高次脳機能）が備わっています。脳にダメージを受け、この高次脳機能に障害が生じると日常生活や社会生活を送ることが難しくなります。

高次脳機能障害は外見上わかりにくいいため、周囲の理解が得られにくく、ご本人やご家族の負担が大きくなっています。また病状もさまざまで、日常生活に及ぼす影響も個人差があります。そのため本人の状況や病状を正しく理解し、本人にあった環境を整えていく必要があります。

2 福祉制度について

○手帳

行政上「器質性精神疾患」として、精神障害者保健福祉手帳の申請ができます。

○障害年金

受給条件を満たしていれば、障害年金の申請ができます。

○福祉サービス

診断を受けられた方、手帳をお持ちの方は福祉サービスの申請ができます。

3 相談窓口

診断評価・訓練・福祉サービス、家庭生活や就労、修学等の相談を受けています。

○福岡県高次脳機能障害支援拠点機関

機関の名称	住 所	電話番号
福岡県身体障害者 リハビリテーションセンター	古賀市千鳥3丁目1番1号	092-944-1041
福岡市立心身障がい福祉センター (あいあいセンター)	福岡市中央区長浜1丁目2番 8号	092-721-1611
産業医科大学病院	北九州市八幡西区医生ヶ丘 1番1号	093-603-1611
久留米大学病院	久留米市旭町67番地	0942-35-3311

○専用ホットライン

専門のスタッフが当事者・家族の方からの相談を受け、市町村や関係機関と連携しながら支援を行っています。

専用TEL：092-944-2011

(福岡県身体障害者リハビリテーションセンター内)

9：15～12：00 13：00～17：00